

Title	社会的行為としてのジャーナリズム批判/マス・メディア批判： 社会問題の構築主義からの一考察
Sub Title	
Author	山口, 仁(Yamaguchi, Hitoshi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2008
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.13 (2008.) ,p.130- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大会報告要旨
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20080000-0130

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会的行為としてのジャーナリズム批判／マス・メディア批判

—社会問題の構築主義からの一考察

山口 仁

新聞やテレビの報道を論評する「ジャーナリズム批判/マス・メディア批判」は、社会全体で見れば相当の量が行われている。一方、社会科学としてのマス・コミュニケーション研究を確立しようとする者は、それらを「コンセンサスを欠いた、独りよがりの規範理論」などと批判してきた。だが、その「独りよがりの規範理論」が現実、特に社会問題の構築過程において有する機能・メカニズムが、考察の対象となることは少ない。

「ジャーナリズム批判/マス・メディア批判」は、報道を論評するという体裁をとりつつ、「正しい報道」と「逸脱的な報道」を区別し、前者による社会問題構築に正当性を与えるという点では、間接的に社会問題を構築しているといえる。S.ウールガーらの指摘を端緒とするいわゆる「構築主義論争」においても、研究者の「分析」行為に含まれる現実構築の側面、すなわち特定の事実の選択とそれ以外の事実の排除とどのように向かいあっていくべきか、が一つの論点となったことは周知の事実である。

ただ社会問題研究の領域では、そのような自己反省的な視点が（多少は、ときに過剰に）意識されたのに対し、「ジャーナリズム批判/マス・メディア批判」の領域では、その種の視点はほとんど意識されていない。その影響力を考慮すれば、自己反省的な視点が必要なのは、むしろ「ジャーナリズム批判/マス・メディア批判」の方にもかかわらず、である。

上記のような問題点が顕著に現れた事例として、本報告ではダイオキシン問題報道と「ジャーナリズム批判/マス・メディア批判」の関係を取り上げる。ダイオキシン問題報道に関しては、テレビ報道は風評被害の原因なのか、それとも問題を告発した調査報道なのかが激しく論争となった。そして多くの「ジャーナリズム批判/マス・メディア批判」が、この問題を表現の自由の問題と関連させて論じ、またマス・メディアもこれらの議論を積極的に取り上げた。

確かに、表現の自由に関する議論は、「ジャーナリズム批判/マス・メディア批判」としては極めて正当なものである。そしてその議論は正当であるがゆえ、ダイオキシン問題を報道に関する問題として構築するのにも寄与した。しかし一方で、このような議論の高まりは、当時（90年代後半から2000年代前半）、一部の科学者の間で指摘されつつあった、ダイオキシン問題の残留農薬汚染問題としての側面への関心を失わせるのにも、間接的とはいえ、加担することになったのである。しかも、自らの議論のそのような機能・メカニズムに対する、自己反省的な視点はほとんど存在しないまま、それは行われたのである。

(やまぐち ひとし (財)マルチメディア振興センター研究員)